

V 労働組合の資格審査等

1 組合資格審査

労働組合が労働組合法第7条に規定する不当労働行為の救済申立てを行うときや法人登記をするために証明書が必要なときなどに、労働組合から同法第2条及び第5条第2項に規定する要件に適合していることの立証がなされると、当委員会には要件を満たしているか審査を行います。

令和5年度に当委員会が取り扱った組合資格審査件数（係属件数）は、前年度からの繰越し24件、新規立証31件の計55件でした。このうち、37件が終結（適合決定19件、審査手続終了18件）し、18件が翌年度に繰越しとなりました。

5-1表 組合資格審査の処理状況（単位：件）

区分		年度				
		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
係属件数	前年度からの繰越し	39	24	26	27	24
	新規立証件数	36	44	45	31	31
	計	75	68	71	58	55
終結件数	適合決定	29	16	22	15	19
	不適合決定	0	0	0	0	0
	審査手続終了	22	26	22	19	18
	計	51	42	44	34	37
翌年度への繰越し		24	26	27	24	18

令和5年度の新規立証31件を立証事由別にみると、不当労働行為が22件、法人登記が5件、労働者委員推薦が4件でした。

5-2表 新規立証の事由別件数（単位：件）

区分	年度				
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
不当労働行為	24	38	32	24	22
法人登記	4	6	5	7	5
労務供給	0	0	0	0	0
労働者委員推薦	8	0	8	0	4
計	36	44	45	31	31

2 非組合員の範囲の認定・告示

地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第2項の規定に基づき、地方公営企業又は特定地方独立行政法人の職員で組織される労働組合について、労働組合法第2条第1号に規定する使用者の利益代表者（非組合員）の範囲を労働委員会が認定し告示しています。

令和5年度の当委員会の取扱件数は1件でした。

5-3表 令和5年度非組合員の範囲認定・告示

告示番号	組合名	届出 年月日	認定 年月日	告示 年月日	申出人
5年第2号	全水道川崎水道労働組合	5.9.28	5.10.27	5.12.12	組合・企業連名

3 職の新設等の通知の受理

地方公営企業等の労働関係に関する法律第5条第3項の規定に基づく、地方公営企業等の職の新設、変更又は廃止通知について、令和5年度に当委員会が受理した件数は1件でした。

5-4表 令和5年度職の新設、変更または廃止通知の受理

地方公営企業等の名称	受理 年月日	新設・変更又は廃止の別 (理由)	新設、変更又は 廃止した日
川崎市上下水道局	5.9.28	新設、廃止、変更 (人事異動等)	5.4.1